

事務総局会議（第19回）議事録	
日時	令和7年9月2日（火）午前10時00分～午前10時05分
場所等	ウェブ会議
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則について 馬渡家庭局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 福島直之	

【機密性2】

配布資料1

◎最高裁判所規則第●号

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則

(家事事件手続規則の一部改正)

第一条 家事事件手続規則(平成二十四年最高裁判所規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

<p>改正後</p>	<p>目次 「第一編 略」 第二編 家事審判に関する手続 「第一章 略」 第二章 家事審判事件 「第一節 第七節 略」 第八節 親権に関する審判事件（第九十五 条 第九十六条） 「第九節 第二十一節 略」 第三編 家事調停に関する手続 第一章 総則</p>
<p>改正前</p>	<p>目次 「第一編 同上」 第二編 「同上」 「第一章 同上」 第二章 「同上」 「第一節 第七節 同上」 第八節 親権に関する審判事件（第九十五 条・第九十六条） 「第九節 第二十一節 同上」 第三編 「同上」 第一章 「同上」</p>

〔第一節～第四節 略〕

第五節 調停の成立によらない事件の終了

(第三百三十二条・第三百三十二条の

二)

〔第六節 略〕

〔第二章～第四章 略〕

〔第四編 略〕

附則

(申立ての取下げの理由の明示等・法第六十

九条の二)

第九十五条の二 法第六十九条の二の規定によ

る申立ての取下げをするときは、取下げの理由

を明らかにしなければならない。

〔第一節～第四節 同上〕

第五節 調停の成立によらない事件の終了

(第三百三十二条)

〔第六節 同上〕

〔第二章～第四章 同上〕

〔第四編 同上〕

附則

〔新設〕

2 | 前項の取下げについては、第五十二条第一項
の規定は、適用しない。

3 | 法第六十九條の二の許可があつたときは、
裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係
参加人に通知しなければならない。

(調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十
一条等)

第三百三十二条 「略」

「2 略」

3 第一項の規定は、家事調停(親権者の指定の
調停を除く。)の申立ての取下げがあつた場合
について準用する。

(申立ての取下げの理由の明示等・法第二百七

(調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十
一条等)

第三百三十二条 「同上」

「2 同上」

3 第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げ
があつた場合について準用する。

十三条)

第三百二十二条の二 法第二百七十三条第三項の規定による申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。

2 法第二百七十三条第三項の許可があつたときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔新設〕

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の一部改正)

第二条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則(平成二十五年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>目次</p> <p>「第一章く第二章 略」</p> <p>第三章 家事事件の手續に関する特則</p> <p>「第一節 略」</p> <p>第二節 子との交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則（第九十三条―第九十五条）</p> <p>「第四章 略」</p>
<p>改正前</p>	<p>目次</p> <p>「第一章く第二章 同上」</p> <p>第三章 「同上」</p> <p>「第一節 同上」</p> <p>第二節 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則（第九十三条―第九十五条）</p> <p>「第四章 同上」</p>

附則

第二節

子との交流についての家事審判
及び家事調停の手續等に関する

特則

(申立書の記載事項の特則)

第九十三条 法第六条第一項に規定する外国返還
援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定す
る日本国交流援助の決定を受けた者又は子の返
還の申立てをした者が、子との交流の定めをす
ること又はその変更を求める家事審判又は家事
調停の申立てをするときは、当該家事審判又は
家事調停の申立書に当該各決定を受けた旨又は
子の返還の申立てをした旨を記載しなければな

附則

第二節

面会その他の交流についての家
事審判及び家事調停の手續等に

関する特則

(申立書の記載事項の特則)

第九十三条 法第六条第一項に規定する外国返還
援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定す
る日本国面会交流援助の決定を受けた者又は子
の返還の申立てをした者が、子との面会その他
の交流の定めをすること又はその変更を求める
家事審判又は家事調停の申立てをするときは、
当該家事審判又は家事調停の申立書に当該各決
定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を

らない。

（住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用

・法第四百四十九条）

第九十五条 子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。

2 子との交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載さ

記載しなければならない。

（住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用

・法第四百四十九条）

第九十五条 子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。

2 子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた

れ、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

情報が記載され、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

理由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、親権者の指定の審判及び調停に係る手続等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事務総局会議（第21回）議事録	
日時	令和7年9月16日（火）午後2時00分～午後2時03分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	令和7年秋の藍綬褒章受章者の内定について 板津人事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議報告
秘書課長 福島直之	

令和7年秋の藍綬褒章受章者名簿

主要経歴	功労業務	氏名
[Redacted content]		

計 名

事務総局会議（第22回）議事録	
日時	令和7年9月30日（火）午前10時00分～午前10時25分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	<ol style="list-style-type: none">1 令和7年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第1）2 裁判所庁舎等における法定点検の一部未実施について 染谷経理局長説明（資料第2）
結果	<ul style="list-style-type: none">◎ 裁判官会議報告 2◎ 了承 1
秘書課長 福島直之	

令和7年度外国出張計画

1 裁判官短期在外研究（約1か月）

(1) 米国

(2) シンガポール

合計2人

裁判官1人

裁判官1人

2 国際会議

東アジア倒産再建協会第16回年次シンポジウム（韓国、約4日間）【民事局】

合計1人

裁判官1人

裁判所庁舎等における法定点検の一部未実施について

最高裁判所事務総局

裁判所が管理する施設において、建築基準法(以下「建基法」という)第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律(以下「官公法」という)第12条第1項に基づく点検(以下「12条点検」という)に関し、一部の点検が未実施であることが判明しました。

1. 前提

12条点検の対象となる建築物について、外壁の点検に当たっては、3年ごとに、手の届く範囲は打診等により、その他の部分は目視により確認する方法により点検(以下「3年点検」という)を行うこととされています。また、平成20年に、国土交通省告示第282号(建基法に対応)及び同1350号(官公法に対応)が制定され、竣工後・外壁改修後10年を超えて最初に行う点検での全面打診等による確認(以下「外壁全面打診等確認」という)が規定されました。

2. 経緯

最高裁判所において、施設の外壁改修計画の検討をしている中で、対象施設の中に外壁全面打診等確認を実施していない施設があることが判明し、全国的な点検状況を調査したところ、3年点検は実施していたものの、外壁全面打診等確認について未実施の施設があることが判明しました。

未実施の施設数については現在も調査中ですが、最大で次の表の施設数となる見込みです。

12条点検の実施状況(令和7年8月末時点)

用途	総棟数	うち 12条点検の対象棟数	10年を超えるごとに行う外壁全面打診等確認について	
			実施済/実施対象期間外	未実施
庁舎	583	570 ※	238	332
宿舎	315	166	87	79

※ 建基法による対象棟数は257棟(3階建て以上かつ延べ面積200㎡超)、官公法による対象棟数は313棟(2階建て以上または延べ面積200㎡超)

3. 未実施となった原因

保全担当部署において、平成20年制定の告示内容に関する理解が不足していたものです。

4. 今後の対応

今年度から速やかに、外壁全面打診等確認を実施します。

なお、実施している3年点検において危険性が高いとされた施設はなく、また、保全担当者が日常的に外壁をはじめとする施設の状況の点検を実施しています。

今般、法令を遵守すべき裁判所において、施設の保全点検に関して法令違背の状態にあったことについてお詫び申し上げます。裁判所全体として、再発防止に努めるとともに、今後、より一層法令遵守に努めてまいります。